

交通事故等により介護保険サービスを使う場合について (第三者行為求償)

第三者行為の届出について

65歳以上の方(第1号被保険者)が交通事故等で介護保険のサービスを利用する場合は、保険者(大阪市)への届出が必要です。そのような場合はお住まいの区役所の介護保険担当まで届出をしてください。

第三者行為求償とは

交通事故等の第三者による不法行為(これを「第三者行為」といいます。)によって生じた介護保険の給付について、医療費と同様に事故を起こした相手方(第三者)に対して損害賠償請求を行うことです。

交通事故等により要介護・要支援状態になった被害者は、本来、加害者に介護サービスにかかる費用を負担してもらう必要がありますが、加害者からすぐに損害賠償を受けられない場合は、介護保険を使って介護サービスを受けることができます。

その場合は加害者から支払われる費用を保険者(大阪市)が一時立て替えることになりますので、介護保険でサービスを利用する場合については保険者(大阪市)への届出が必要となります。

暫定サービス利用者等に係る介護支援事業について

要介護(要支援)認定申請後、暫定的なケアプランに基づく介護サービス等を利用されていた被保険者が、認定調査を受ける前に亡くなられた場合に、要介護(要支援)認定が適用されず、介護保険の給付を受けることができないため、介護サービス費用の一部を申請により補助する制度があります。

詳しくは大阪市ホームページ「暫定サービス利用者等に係る介護支援事業」に掲載しています(大阪市ホームページ:50ページ参照)。

※お問い合わせは

福祉局介護保険課認定グループ(TEL4392-1727)へ